

○北本市情報公開・個人情報保護運営審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市執行機関の附属機関に関する条例（昭和56年条例第26号）第3条の規定に基づき、北本市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 行政相談委員
- (2) 民生委員
- (3) 事業者
- (4) 知識経験者
- (5) 公募による市民

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、市職員その他の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。